

## 財務 VOL.57

## 速報！平成26年度 税制改正大綱

今年も残すところあとわずかとなりました。消費税増税が迫る中、医業を取り巻く環境は一層厳しくなることが予想されますが、来年もタイムリーに先生方に有益な情報を提供させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

今回は、今月12日に発表がございました「**平成26年度税制改正大綱**」の中から、特に開業医の先生方に大きく関係するものをご紹介します。今後、先生方を取り巻く税金がどのように変化していくのか、ご参考にしていただければ幸いです。

### ■ 増税項目

#### 1. 給与所得控除の上限額の引き下げ

法人の役員やサラリーマンの税金計算の際に、給与収入から差し引くことのできる「**給与所得控除**」が**減少**します。

現状の上限額は**245万円**(年収1,500万円超の場合)ですが、

**平成28年**は、**230万円**(年収1,200万円超の場合)、

**平成29年以降**は、**220万円**(年収1,000万円超の場合)に縮小されます。

年収1,200万円以上の方の場合、概算で下記の通り税負担が増加します。

年収(万円)	1,200	1,500 ~ 2,200	2,300 ~ 4,400	4,500 ~
平成28年に増加する税負担(万円)	0	6.5	7.5	8.3
平成29年以降増加する税負担(万円)	3.3	10.8	12.5	13.8

※ 控除対象配偶者及び16歳以上の扶養親族はなしという前提で計算しております。

#### 2. ゴルフ会員権の譲渡損失に係る損益通算の廃止

これまで、ゴルフ会員権の売却による損失が発生した場合、他の所得と相殺(損益通算)して税負担を軽減することができましたが、**平成26年4月以降**の売却に関しましては、**相殺ができなくなります**。

購入時から値下がりし含み損をかかえたゴルフ会員権をお持ちの方は、来年3月までに売却を検討してみてください。

#### 3. 消費税の簡易課税制度の見直し

**平成27年4月1日以降**に開始する事業年度において、不動産業(テナントの賃貸等)の「みなし仕入率(消費税の簡易課税制度を選択した場合に、**差し引くことのできる金額の割合**)」が、**50%から40%に引き下げ**られます。

これにより、別法人や個人の不動産収入に係る消費税の納税において同制度を利用されている先生方の税負担が増えることとなります。

### ■ 減税項目

#### 1. 復興特別法人税の廃止

法人税に10%上乘せられておりました**復興特別法人税**が、当初の予定より1年早く、**来年3月で廃止**となります。

ただし、国際的に高いといわれております「法人税の実効税率の引き下げ」につきましては、「引き続き検討する」という表現にとどまっております。

#### 2. 所得拡大促進税制の適用要件緩和

給与を増額した場合に、増額した給与の10%(法人税又は所得税の20%が限度)を法人税又は所得税から差し引くことのできる「**所得拡大促進税制**」が利用しやすくなります。

現在の要件は、下記の3つですが

- (1) 給与の総額が「**基準事業年度\***」に比べて**5%**以上増加
- (2) 給与の総額が前事業年度以上
- (3) **平均給与**(月給の1人当たり平均)が前事業年度以上

\*「**基準事業年度**」とは、平成25年4月1日以後、最も早く開始する事業年度の直前の事業年度をいいます。

まず、(1)の「5%」が、

**平成27年3月31日以前**に開始する事業年度の場合：**2%**

**平成27年4月1日以降**に開始する事業年度の場合：**3%**に引き下げられます。

また、(3)の「平均給与」の計算方法につきましても、**退職者や新入社員を計算の対象から除く**ため、前事業年度の平均給与が下がり、当事業年度の平均給与が上がるが見込まれます。

なお、(3)についてのみ、「以上」が「**上回る(超)**」に変更されています。